

岩手県告示第566号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、山田町から送付のあった次の変更に係る都市計画の図書の写しを岩手県県土整備部都市計画課に備えておいて縦覧に供する。

平成25年7月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

変更に係る都市計画の種類及び名称

- 1 種類 都市計画施設（道路）
- 2 名称 3・4・1号細浦柳沢線、3・4・2号南町大畑線、3・5・2号八幡海岸線、3・5・4号川向下条線、3・5・6号船越田の浜線、3・5・7号田の浜新開地線、3・5・8号飯島線